

著作物利用・ライセンス契約書

〇〇〇〇(以下「甲」という。)とMOMOWORK(以下「乙」という。)は、乙が著作権を有する著作物の利用、ライセンスおよび商品化等について、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(対象著作物)

本契約の対象となる著作物(以下「本著作物」という。)は、甲乙間で別途締結する業務委託契約に基づき乙が制作した成果物、または甲乙間で個別に合意した制作物とする。

第2条(著作権の帰属)

- 1 本著作物に関する著作権(著作権法第27条および第28条に定める権利を含む。)その他の知的財産権はすべて乙に帰属する。
- 2 本契約は、本著作物の著作権を甲に譲渡するものではない。
- 3 甲は、本契約に定める利用許諾の範囲を超えて、本著作物を利用してはならない。

第3条(利用許諾)

- 1 乙は甲に対し、本著作物を以下の範囲において利用することを許諾する。
 - (1)利用目的:甲の事業、営業、広報、宣伝、広告、販売促進、情報発信、PR その他これらに関連する目的
 - (2)利用媒体:Web サイト、SNS、テレビ、ラジオ、新聞、パンフレット、チラシ、カタログ、名刺、営業資料(これらに限定するものとし、第9条に定める販売品および販促品等の物品への利用を除く)
 - (3)利用期間:期間を限定しない。
 - (4)利用地域:本著作物の利用地域を限定しない。
 - (5)利用数量:通常の事業活動に必要な範囲で、数量を限定しない。
 - (6)その他の利用条件:本契約に定める条件による。
- 2 前項に定めのない利用については、本契約による許諾の対象外とする。
- 3 甲が本著作物を前項の範囲を超えて利用する場合は、あらかじめ乙の書面による承諾を得るものとし、必要に応じて別途利用条件および対価を定めるものとする。

第4条(改変・加工)

- 1 甲が本著作物について、トリミング、拡大・縮小、色調変更、加工、編集、翻案その他の改変を行う場合は、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。
- 2 ただし、乙があらかじめ認めた範囲の軽微な変更については、この限りではない。

第5条(生成 AI 等への利用禁止)

- 1 甲は、乙の事前の承諾なく、本著作物を生成 AI その他の人工知能技術を利用したサービス、システムまたはソフトウェアに入力、アップロード、提供、学習、解析その他の方法により利用してはならない。
- 2 甲は、本著作物を生成 AI 等による画像、映像、文章、音声その他のコンテンツの生成または加工のための学習・解析用データ

として利用し、または第三者に利用させてはならない。

3 ただし、乙が個別に承諾した場合は、この限りではない。

第6条(著作者人格権)

1 乙は、甲による本著作物の利用について、本契約で定めた利用範囲に限り、著作者人格権を行使しないものとする。

2 ただし、本著作物の著作者としての乙の名誉または声望を害する利用、その他著作者として不適切と認められる利用については、この限りではない。

第7条(著作者表示)

1 本著作物を利用する際の著作者表示は、原則として屋号である「MOMOWORK」とする。

2 甲から実作者の氏名の表示を希望された場合は、甲乙協議のうえ、実作者の氏名「荒川桃子」を併記することができる。

3 本著作物を原案・原画・キャラクター等として利用してアニメーション、映像、デザイン等を制作(第三者への委託を含む)する場合、甲は当該制作物またはそのクレジット等において、「キャラクターデザイン:MOMOWORK」(または甲乙協議のうえ決定した同等の表記)と明記するものとする。

4 ただし、媒体、掲載スペース、デザインその他の事情により著作者表示を行わない場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第8条(第三者への委託および再許諾)

1 甲は、乙の事前の書面による承諾なく、本著作物または本著作物を利用する権利を第三者に譲渡、貸与、再許諾その他の方法により利用させてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が本著作物を利用したアニメーション制作、デザイン制作、印刷、商品化等の業務を第三者に委託する場合に限り、甲はその委託に必要な範囲において、当該委託先(第三者)に対し本著作物を利用させることができるものとする。

3 前項の場合、甲は当該委託先に対し、本契約において甲が負う本著作物の利用条件および秘密保持義務と同等の義務を遵守させなければならず、当該委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

第9条(商品化・販売利用)

1 甲が本著作物を Web サイト、印刷物その他の媒体(第3条第1項第2号に定める媒体)において通常の営業・広報活動に使用する場合は、同条の許諾範囲内として別途の利用料を要しない。ただし、本条に定める各種物品(販売品および販促品)への利用については、本条および第10条の規定に従うものとする。

【対象となる物品】

グッズ／アパレル／着ぐるみ／幕・シート類／看板／パネル／その他()

2 本著作物を使用した物品について、販売を目的とするものを「販売品」、販売を目的とせず、広告、宣伝、販促、営業その他の事業活動のために製造するものを「販促品」とする。

3 販売品については、販売価格、製造数量、売上額その他の条件を考慮し、ライセンス料またはロイヤリティその他の対価を甲乙協議のうえ定めるものとする。

4 販促品については、販売価格を基準とせず、製造価格、製造数量その他の条件を考慮し、ライセンス料またはロイヤリティその他の対価を甲乙協議のうえ定めるものとする。

5 本著作物を複数使用する場合であっても、同一の制作物、商品、企画またはシリーズにおける利用については、本著作物の使用

点数にかかわらず、一つの利用として取り扱うものとする。ただし、これらとは別の制作物、商品、企画またはシリーズに利用する場合は、甲乙協議のうえ、別途利用条件を定めるものとする。

6 本著作物の商品化、出版、映像化、アニメーション化その他の利用に伴い、新たなデザイン、イラスト、キャラクター、アニメーション、映像、音楽その他の著作物を乙が制作する場合は、その制作業務および対価について、別途定めるものとする。

7 乙が新たに制作した著作物についても、その著作権その他の権利は乙に帰属するものとし、その利用については別途利用条件を定めるものとする。

8 本著作物を原案、原画、キャラクター、キャラクターデザイン、設定その他の基礎資料として、甲または第三者が新たなデザイン、イラスト、キャラクター、アニメーション、映像、音楽その他の著作物を制作する場合は、あらかじめ乙の承諾を得るものとし、その原案等としての利用、制作および完成した著作物の利用について、必要に応じて別途利用条件および対価を定めるものとする。

9 前項に基づき甲または第三者が新たに制作した著作物については、その著作権その他の権利の帰属および利用条件について、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

10 本条に定める商品化、出版、販売その他の利用について、甲が第三者に製造、印刷、加工、制作その他の業務を委託する場合は、第8条(第三者への委託および再許諾)の定めに従うものとする。

第10条(ライセンスおよびロイヤリティ)

1 本著作物の利用に際してライセンス料またはロイヤリティを設定する場合は、以下のとおりとする。

(1)販売品 ロイヤリティ:製造時点における販売予定価格(税抜)×製造数量の 5%

(2)販促品 ロイヤリティ:製造価格(税抜)の 5%

(3)その他:特になし

2 前項の料率、算定方法、対象数量、支払時期その他の条件については、利用内容に応じて個別に定めるものとする。

3 ロイヤリティの算定に必要な販売数量、販売価格、売上額、製造数量、製造価格その他の情報について、甲は乙に対し、必要な範囲で報告するものとする。

4 本条に定めるライセンス料またはロイヤリティとは別に、乙が新たな著作物の制作、デザイン、イラスト、アニメーション、映像、音楽その他の業務を行う場合は、その制作料金または業務委託料を別途定めるものとする。

第11条(基本利用料)

本契約に基づく通常の利用について、基本利用料(一時金等)を設定する場合は、甲乙協議のうえ別途定めるものとする。

基本利用料を設定しない場合は、本条を適用しない。

第12条(利用実績等の確認)

甲は、商品化、販売その他ロイヤリティの算定を伴う利用を行う場合、乙から求められたときは、ロイヤリティの算定に必要な販売数量、販売価格、売上額、製造数量、製造価格その他の利用実績を確認できる資料を提示するものとする。

第13条(権利の不保証および非侵害)

1 乙は、本著作物が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことについて、乙の知る限りにおいて保証する。

2 本著作物の利用に関して第三者から権利侵害等の申し立て、紛争が生じた場合、甲および乙は速やかに相手方に通知し、協議のうえ協力して対応するものとする。

第14条(損害賠償・遅延損害金)

- 1 甲または乙が本契約の規定に違反し、相手方に損害を与えた場合、その直接かつ現実の損害を賠償しなければならない。
- 2 甲が本契約に基づく金銭債務(利用料、ロイヤリティ等)の支払を遅延した場合、甲は乙に対し、支払期日の翌日から支払完了に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第15条(契約期間)

本契約は、契約締結日から効力を生じ、甲乙間で別途定める場合を除き、期間を限定しないものとする。甲乙は、協議のうえ、本契約を終了することができるものとする。

第16条(利用終了後の取扱い)

本契約が終了した場合、甲は本著作物の利用を終了するものとする。

ただし、契約終了時点ですでに製造された商品その他の物品については、甲乙協議のうえ、その取扱いを定めるものとする。

第17条(秘密保持)

甲および乙は、本契約または本著作物の利用に関連して知り得た相手方の秘密情報について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。

ただし、法令に基づき開示が必要となる場合は、この限りではない。

第18条(契約解除)

- 1 甲または乙が本契約に違反し、相当の期間を定めてその是正を求めたにもかかわらず改善されない場合、相手方は本契約を解除することができる。
- 2 甲または乙が次の各号の一に該当したときは、相手方は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき
 - (2) 手形若しくは小切手が不渡りとなったとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (4) 本契約の重大な違反があったとき

第19条(反社会的勢力の排除)

- 1 甲および乙は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当しないこと、および反社会的勢力と何らの関係も有していないことを表明し、保証する。
- 2 甲または乙が前項に違反したことが判明した場合、相手方は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

第20条(協議および管轄裁判所)

- 1 本契約に関して甲乙間に疑義、不審または紛争が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、穏便に解決を図るものとする。
- 2 前項の協議によってもなお解決しない場合、乙の所在地を管轄する地方裁判所(または簡易裁判所)を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本契約書を電子データとして作成し甲乙双方がその内容を確認・合意したうえでそれぞれ保管する。

契約締結日:〇〇年〇〇月〇〇日

【甲】

住所:〇〇〇〇

氏名・名称:〇〇〇〇

代表者:〇〇〇〇

【乙】

住所:愛知県安城市安城町天草東 49-26

氏名・名称:MOMOWORK

代表者:荒川桃子